様式35

所得税法施行令第２１７条第１項第１号の２、第３号又は第４号及び法人税法施行令第７７条第１項第１号の２、第３号又は第４号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書・・・(注１)

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  群馬県知事　　　　　　　　あて  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地      　当法人は、所得税法施行令第２１７条第１項第４号及び法人税法施行令第７７条第１項第４号に掲げる法人であること(注２)の証明をお願いします。  ［添付書類］  １ 寄附行為  ２ 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書  ３ 申請の日を含む事業年度開始の日の財産目録  ４ 申請の日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始する事業年度の事業報告書  　及び収支決算書（収支決算書がない場合は、収支予算書）（注３）  ５ その他当該法人が特定公益増進法人に該当する旨を証明する書類  (1)学則  (2)法人が設置するすべての学校の学生・生徒等の募集要項  (3)寄付金募集要綱（注４）  (4)その他参考資料 |

(注１)　申請書等は２部ご提出ください。また、証明手数料（証明１通につき県証紙

400円１枚）が必要です。

(注２)　対象となるのは、次の法人です。

　　　・準学校法人で、財務省令で定める要件を満たす専修学校若しくは各種学校の設置　　　　　を主たる目的とするもの

　　・学校法人

　　　　(ただし、学校法人が設置する専修学校各種学校に適用する場合は、当該専修学校各種学校が財務省令で定める要件を満たしていること。)

　　＊(準)学校法人以外の法人については、所管先にお問い合わせください。

(注３)　設置する全ての課程・学科ごとの収入が分かる書類を添付すること。

(注４)　寄付金募集要綱の作成例は別紙のとおりです。

　　　　寄付金は、学校法人の主たる目的である業務に関連する寄付金が対象となります。

また、「学校の入学に関してなす寄付金」は寄付金控除の対象となりませんので　　　　ご注意ください。

＊証明書交付後の手続きについて

　　　・証明書の有効期間が満了した場合には、募集した寄付金の額及び使途について報告書（別紙作成例参照）を提出してください。

　　・証明書の有効期間中に解散等の事由により資格を失ったときは、ただちに当該証明書を返還してください。様式35の別紙　特定公益増進法人証明申請関係書類　作成例

|  |
| --- |
|  |

「寄付金募集要綱」作成例

|  |
| --- |
| 寄　付　金　募　集　要　綱  １　寄付金の募集目的及び使途（注１）  ・目的  ・使途  ２　寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象  ・募集目標額  ・募集区域  ・募集対象（注２）  ３　寄付金の募集期間  ４　募集した寄付金の管理方法  ５　寄付金の募集に要する経費 |

(注１)　学校法人の主たる目的である業務（学校教育法第１条の学校又は財務省令で定め　　　　る要件を満たす専修学校、各種学校に係る業務）に関連する寄付金が対象となりま　　　　す。

(注２)　「学校の入学に関してなす寄付金」は寄付金控除の対象とならない（所得税法第　　　　７８条第２項参照）ので募集要綱の「募集対象」欄において、それを含まない旨明　　　　記すること。

|  |
| --- |
|  |

「寄付金募集実績報告書」作成例

|  |
| --- |
| 所得税法施行令第２１７条第１項第１号の２、第３号又は第４号及び法人税法施行令第７７条第１項第１号の２、第３号又は第４号に掲げる特定公益増進法人であることの証明に係る寄付金募集実績報告書(注１)  令和　　年　　月　　日  　群馬県知事　　　　　　　　　　あて  　　　　　　　　　　　　　　　　法人所在地      　令和　年　月　日付け第　号で当法人が所得税法施行令第２１７条第１項第４号及び法人税法施行令第７７条第１項第４号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期間が満了しましたので、この期間に募集した寄附金の額及びその使途を報告します。  　１　寄付金の募集期間　令和　年　月　日～令和　年　月　日  　２　募金額  　　　　　　　　　　円（募集目標額　　　円）（達成率　％）  　３　内訳  　　個人　　　件　　　　　円  　　法人　　　件　　　　　円  　　　計　　　件　　　　　円  　４　使途  　　・・・・・に充当　　　円  　　・・・・・に充当　　　円  　　　計　 円 |

(注１)別途作成したものがあればそれをもって報告書としても可